

# 北星学園大学 アクセシビリティ支援室規程

## 第1章 総則

### 〔目的〕

**第1条** この規程は、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、その他の法令の定め及び北星学園大学規程第108条の4第Ⅲ項の規定に基づき、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生が、障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証されるために必要な合理的配慮に基づく支援が受けられるようにするために、アクセシビリティ支援室（以下「支援室」という）の業務及び組織に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 〔用語の定義〕

**第2条** この規程における障害とは、障害者基本法第2条の趣旨に鑑み、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態をいうものとする。また、社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指すものとする。

## 第2章 支援室の任務及び業務

### 〔支援室の任務〕

**第3条** 支援室は、北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）の障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生が、障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証されるために必要な合理的配慮に基づく支援が受けられるようにすることを目的とし、もって教育の質の保証に資することを任務とする。

Ⅱ 支援室は、別に定めるガイドラインに従って任務を遂行するものとする。

### 〔支援室の業務及び情報の取扱い〕

**第4条** 支援室は、前条の任務を遂行するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生からの相談や要請への対応に関する事項
- 2 当該学生以外の周辺関係者からの相談や要請への対応に関する事項
- 3 支援の必要性、適用範囲及び実施等の判断に関する事項
- 4 支援のための全学的な協力体制構築に関する事項
- 5 本学教員及び組織のコンサルテーション及びコーディネーション
- 6 支援のための学内外の関係部署とのネットワーク構築に関する事項
- 7 支援の妥当性や実施状況及び学習環境の検証に関する事項
- 8 障害のある学生への支援に関する本学教職員への啓発活動に関する事項
- 9 障害のある学生への支援に関わる学生の育成に関する事項
- 10 学生支援連絡会議に関する事項
- 11 その他障害のある学生への支援に関して必要な事項

Ⅱ 前項の業務上知り得た学生の障害特性に関わる相談及び支援に関する情報は、原則として、本人同意のもとで学内外の関係部署等の範囲で共有する。ただし、支援室長が業務上やむを得ないと判断した場合、又は学生の安全が懸念されると判断した場合は、この限りでない。

Ⅲ 前項によって取得した情報は、適切に管理し、目的以外のために利用してはならない。

Ⅳ 前項の規定は、本業務に従事する者がその任務を退いた後においても同様とする。

[相談窓口]

**第5条** 障害等を理由とする差別的又は合理的配慮に欠ける取扱い等に関する相談は、アクセシビリティ支援室、総合相談窓口、学生相談室、医務室、チャプレン室、各課窓口等において受け付けるものとする。

[申立て]

**第6条** 障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生で、障害等を理由とする差別的又は合理的配慮に欠ける取扱い等を受けたと認知した者及び前条の相談窓口等の対応に不服がある者は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。

II 前項の申立てについては、危機管理に関する規程第16条ないし第21条の規定を準用する。

### 第3章 支援室の組織

#### 第1節 支援室長

[支援室長]

**第7条** 支援室にアクセシビリティ支援室長（以下「支援室長」という）を置く。

[支援室長の職務]

**第8条** 支援室長は、副学長の命を受け、支援室の業務及び管理運営を総括する。

II 支援室長は、支援室の業務を担当する教職員から学生支援に関わる情報を集約し、その情報に基づき委員会を運営する。

[支援室長の任命及び任期]

**第9条** 支援室長の任命及び任期は、それぞれ評議会が別に定める「北星学園大学 副学長、学部長等の選任に関する規程」及び「北星学園大学 学長、副学長等の任期に関する規程」の定めるところによる。

#### 第2節 委員会

[委員会の設置]

**第10条** 支援室にアクセシビリティ支援室運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

[委員会の審議事項]

**第11条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 支援室運営の基本方針に関する事項
- 2 支援室の活動計画及び実施に関する事項
- 3 合理的配慮の提供等の学生支援に関する事項
- 4 その他副学長又は支援室長の諮問した事項

II 前項第3号の合理的配慮の実施については、別に定める。

III 次の事項については委員会で審議のうえ、企画運営会議に付議する。

- 1 支援室の管理運営に係る予算案及び決算案に関する事項

IV 次の事項については委員会で審議のうえ、教学会議に付議する。

- 1 支援室の管理運営に関する重要事項

[委員会の構成]

**第12条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、第2号の委員は、第1号の委員が所属する学部、短期大学部からは任命しない。

- 1 支援室長
- 2 学部、短期大学部に所属する教育職員のうちから、学長により任命された者 各1人
- 3 教育支援課第一課長

4 教育支援課第二課長

5 教育支援課の事務職員のうちから、学長により任命された者 1人

[委員長]

**第13条** 委員長は、支援室長をもって充てる。

[学長により任命された委員の任期]

**第14条** 学長により任命された委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

II 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3節 会議

[委員会の運営]

**第15条** 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

II 委員会は、3分の2以上の委員の出席がなければ会議を開き、又は議決をすることができない。

III 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

IV 委員長が特に必要と認めた場合には、審議事項に関係する教育職員、事務職員及び専任以外の専門的知見を有する者を陪席させることができる。

[会議の議事録]

**第16条** 委員会の会議の議事は、すべて議事録として記録するものとする。

II 前項の議事録は、支援室長の指示に従い、教育支援課の担当係員がこれを作成するものとする。

### 第4章 支援室の事務

[支援室の事務]

**第17条** 支援室の事務は、教育支援課が処理する。

#### 附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

